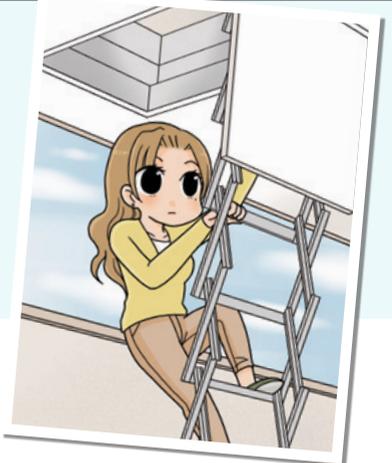


それゆけ! ほむらくんの 実践防火講座!

第5回 避難器具

文: よしむら りょうた 絵: おぎの じゅんこ

今回は、階段などが火災の煙等で使えなくなった場合に活用する「避難器具」について説明します。



火災の時、もし階段
が使えなかったらどう
やって避難したらいい
ですか?



避難はしご (ハッチ収納)



救助袋
(垂直式)



火災が発生した場合、煙が階段を上昇するスピードは秒速3〜5メートルと大変速く、以前説明した「防火区画」がない場合は階段で避難することは困難となる。
そのような場合に使える消防用設備として、「避難器具」があるぞ。

どこに設置
されていますか?



救助袋 (降下の様子)



救助袋
(垂直式・
ハッチ収納)



避難器具は、窓やバルコニーなどで安全な構造の「開口部」に設置されている。
また、階段や避難口などが使えない場合を考慮して、階段などから離れた場所に設置されているんだ。

どんな種類か
あるんですか?



避難はしご (壁固定)
協力: ナカ工業株式会社



緩降機
協力: オリロー株式会社



避難器具も多く設置されているのは「避難はしご」だ。共同住宅のバルコニーや、写真のように壁に固定されているものもある。
他には福祉施設や保育園などには「救助袋」や「滑り台」、縦に細長いペンシルビルでは「緩降機」や「滑り台」が設置されている。

避難器具は各メーカーが創意工夫をおこなっており、その種類も非常に多い。
最近では、法令にはない、新たな避難機器として、立ったまま、または車いすに乗った状態でも避難できる機器も開発されている。



降下型避難機器
UDIスケープ
協力: ナカ工業株式会社



車いす用
降下型避難機器
UDIスケープWith



避難器具は普段から使用するものではないため、よく確認する必要があります。
消防訓練や消防用設備の点検の時に設置場所を確認し、安全に使えるかどうか確認してほしい。

ほむらくんの チェックポイント!



【関係法令】
消防法施行令第25条
消防法施行規則第26条、第27条

【避難器具の種類】

避難はしご・避難用タラップ
救助袋・緩降機・避難ロープ
滑り台・滑り棒・避難橋

【主な基準】

- 建物の構造、用途、階段の種類や収容人員によって設置する避難器具が異なります。

(例) 病院や福祉施設では2階以上、収容人員が20人以上で設置が必要)

- 避難器具は開口部に常時取り付けておくか、必要に応じて速やかに開口部に取り付けることができるような状態にしておく必要があります。

【その他】

- 神戸市では火災予防条例で共同住宅やホテル等に「二方向避難」を確保する必要があり、関係法令とは別に避難器具の設置が必要となる場合があります。

次回は
「避難施設・誘導灯」です。

